

事業 年度	自	平成24年4月1日	法人コード	A017684
	至	平成25年3月31日	法人名	公益財団法人国際看護交流協会

運営組織及び事業活動の状況の概要等について

1. 法人の基本情報について

法人の名称	公益財団法人国際看護交流協会
設立登記日（注）	平成24年4月1日
法人の目的	看護及びその関連分野に関する学術の振興、及び開発途上国などに対する技術協力の推進等の事業を行うことにより、看護の国際交流を図り、公共の福祉に寄与することを目的とする。
主たる事務所の所在場所	102-0074 東京都千代田区九段南三丁目2番2号
社員の資格の得喪の条件 （公益社団法人のみ）	
社員の数（公益社団法人のみ）	人

注 旧民法に基づき設立された法人にあっては、新制度への移行登記をした日付になります。

2. 事業活動等について

(1) 収支相償

収益事業等から生じた利益の繰入割合	50%	
第2段階の合計	収入の額	費用の額
	92,288,578円	95,612,820円
収入>費用の場合の対応		

(2) 公益目的事業比率

公益目的事業比率（1欄の額÷1欄～3欄の合計額）	95.3%
1 公益実施費用額	95,612,820円
2 収益等実施費用額	0円
3 管理運営費用額	4,755,035円

(3) 寄附金を受けた財産の額

寄附を受けた財産の額	4,500,000円	うち個人から	7,800,000円
		うち法人から	円

(4) 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	370,555円
-------------	----------

(5) 資産、負債及び正味財産の額

資産額	207,449,607円	負債額	5,050,182円
		正味財産額	202,399,425円

(6) 遊休財産額

遊休財産額の保有上限額	95,612,820円
遊休財産額	3,972,850円

(7) 当事業年度の末日における公益目的取得財産残額

公益目的取得財産残額（1+2欄の合計額）	194,704,176円
1 公益目的増減差額	155,592,317円
2 公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	39,111,859円

(8) 理事、監事及び評議員の報酬等の額

理事等の報酬等の総額	円
（うち、退職手当の額）	円

(9) 事業の運営に関する行政庁からの勧告又は命令の有無

当事業年度の勧告又は命令の有無 (注)	無
---------------------	---

注 当事業年度以前に受けた勧告又は命令であって、行政庁に改善の報告をしていないものを含みます。

【別紙2:法人の基本情報及び組織について】

事業 年度	自	平成24年4月1日	法人コード	A017684
	至	平成25年3月31日	法人名	公益財団法人国際看護交流協会

1. 基本情報

フリガナ		コウエキザイダンホウジンコクサイカンゴウリュウキョウカイ		
法人の名称		公益財団法人国際看護交流協会		
主たる事務所の住所及び連絡先	住所	〒1020074 東京都 千代田区九段南三丁目2番2号		
	代表電話番号	03-3264-6667 (内線) FAX番号03-5275-3499		
	代表電子メールアドレス	info@infj.or.jp,kasukawa@infj.or.jp,k-ito@infj.or.jp		
	ホームページアドレス	http://www.infj.or.jp/		
代表理事の氏名		清水 嘉与子		
事業年度		04月 01日～ 03月 31日		
申請業務担当者注	氏名(又は名称)	増田 文彦	役職(又は担当者名)	囑託
	電話番号	03-3264-6667	FAX番号	03-5275-3499
	電子メールアドレス	info@infj.or.jp,kasukawa@infj.or.jp,k-ito@infj.or.jp		
事業の概要		看護及びその関連分野において、講演会、研修会等の開催、国際看護を学習、研究する大学院生に対する奨学金の給付、開発途上国などに対する技術協力事業の受託を行っている。		

注：代理人による申請の場合は委任状を添付し、代理人が法人の場合は「氏名」の欄に名称を、「役職」欄に担当者名を記載してください。

2. 組織

(1) 評議員について

	常勤	非常勤	計
評議員の数	0人	6人	6人
評議員に対する報酬等の支給の額を定める定款の条項を記載してください。			定款の条項

(2) 理事及び監事について

	常勤	非常勤	計
理事の数	1人	5人	6人
監事の数	0人	1人	1人

(3) 会計監査人について

会計監査人設置の有無	会計監査人の氏名又は名称

(4) 会員等について(注)

会員等区分の名称	会員の数	
通常会員	182人	
維持会員	8人	
特別維持会員	1人	

(5) 職員について

職員の数	5人	うち常勤	5人

(6) 評議員会等の開催状況について

	開催年月日	主な決議事項等	
評議員会	平成24年5月29日	平成23年度事業報告及び財務諸表承認の件	
理事会	平成24年5月15日	平成23年度事業報告及び財務諸表承認の件	
理事会	平成25年3月21日	平成25年度事業計画・収支予算承認の件	

注 定款において会員等を置く旨が定められている場合、定款のほかに会員等の位置づけ及び会費に関する細則を定めているときは、これらの細則を添付するとともに、本欄に会員等の区分ごとの数を記載してください。

【別紙3: 法人の事業について】

事業 年度	自	平成24年4月1日	法人コード	A017684
	至	平成25年3月31日	法人名	公益財団法人国際看護 交流協会

1. 事業の一覧

(1) 公益目的事業

事業番号	事業の内容	
公 1	国際看護に関する講演会、及び研修会等の開催	
公 2	国際看護を学習、研究する大学院生に対する奨学金の給付	
公 3	開発途上国などに対する看護及びその関連分野の技術協力事業の受託	

(2) 収益事業等

〔1〕 収益事業

事業番号	事業の内容	
収		

〔2〕 その他の事業(相互扶助等事業)

事業番号	事業の内容	
他		

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率
公 1	国際看護に関する講演会、及び研修会等の開催	1.9%

[1]事業の概要について(注1)

<p>(1) 趣旨 国際看護に関する講演会、研修会等を通じ、国家・地域間の健康格差の是正につとめる人材育成をめざす。</p> <p>(2) 事業内容 国際看護指導者、国際看護学を学習する学生を対象とする講演会及び研修会等の開催（年間4回程度）</p> <p>(講演会) 実施日 12月8日 会場 日本看護協会ホール</p> <p><講演1> 「貧しいけれど命は大切にする」 徳永瑞子（上智大学教授）</p> <p><講演2> 「最貧国で日本人の生と死を考える」 樋口まち子（国立看護大学校教授）</p> <p>(研修会) 第1回 実施日 8月25日～26日 会場 JICA東京国際センターセミナールーム 講師 樋口まち子（国立看護大学校教授） テーマ 国際看護をどう教えるかー教授方法</p> <p>第2回 実施日 11月10日～11日 会場 第1回に同じ 講師 第1回に同じ テーマ 国際看護をどう教えるかー教材開発</p> <p>平成24年度 実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(開催回数)</th> <th>(参加人数)</th> <th>(参加費)</th> <th>(収入額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講演会</td> <td>1回</td> <td>60名</td> <td>一般 2,000円 賛助会員 1,000円</td> <td>学生500円 61,000円</td> </tr> <tr> <td>研修会</td> <td>2回</td> <td>23名</td> <td>一般 13,000円 賛助会員 10,000円</td> <td>272,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3回</td> <td>83名</td> <td></td> <td>333,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 参加者募集方法 ホームページ、機関紙「国際看護」により募集</p> <p>(4) 財源 参加費、一般寄附金</p> <p>(5) その他 当事業は、国や独法から補助金や権限を受けていない。自主事業である。</p>		(開催回数)	(参加人数)	(参加費)	(収入額)	講演会	1回	60名	一般 2,000円 賛助会員 1,000円	学生500円 61,000円	研修会	2回	23名	一般 13,000円 賛助会員 10,000円	272,000円	合計	3回	83名		333,000円
	(開催回数)	(参加人数)	(参加費)	(収入額)																
講演会	1回	60名	一般 2,000円 賛助会員 1,000円	学生500円 61,000円																
研修会	2回	23名	一般 13,000円 賛助会員 10,000円	272,000円																
合計	3回	83名		333,000円																

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠		第4条第1項第1号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)	
01	本事業は、看護指導者、看護学生を対象とする国際看護学の講演会・研修会であり、「学術及び科学技術の振興を目的とする事業」に該当する。	
15	本事業は将来国際看護活動に携わる人材の育成を目的とするもので、「国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業」に該当する。	
(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注2。))		
<p>チェックポイント事業区分 (下欄▼ボタンをクリックして、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその下に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)</p>	<p>チェックポイントに該当する旨の説明 (左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)</p>	

(3) 講座、セミナー、育成

区分ごとのチェックポイント

1. 当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。

2. 当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。

(注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。

3. 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。

(注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。

4. 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。

1. 定款第3条に看護及びその関連分野に関する学術の振興及び開発途上国などに対する技術協力の推進等を行うことを目的とすること、ならびに第4条第1項で講演会、及び研修会を開催することを公益目的事業とすることを明記している。

2. ホームページ及び機関紙「国際看護」で国際看護指導者、国際看護学を学習する学生を対象として参加者を募集しており、受講機会は一般に開かれている。

3. 講師は国際看護の専門家として長い経験と高い識見を有する人物を起用している。

4. 講師の報酬は国際協力機構(JICA)の講師謝金単価表を準用している。

JICAの講師謝金単価表		
団体/民間企業	経験年数	日本語 (円/時間)
代表役員	その都度決定	11,600
役員	大卒22年以上	10,000
部長・次長及び相当者	大卒22年以上	8,100
課長及び相当者	大卒15年以上	6,200
課長補佐及び相当者	大卒12年以上	5,300
係長・主任及び相当者	大卒12年以上	4,700
その他説明事項		

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注3)

許認可等の名称	
根拠法令	
許認可等行政機関	

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載してください。

注2 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注3 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率
公 2	国際看護を学習、研究する大学院生に対する奨学金の給付	27.3%

[1]事業の概要について(注1)

(1) 趣旨
創業者小倉一春氏の遺志をついだ小倉啓子夫人からの寄附金2億円を基金として「小倉一春記念国際看護奨学基金」を国際看護交流協会内に設置。国際看護を学習・研究する大学院生に返還不要の奨学金を給付し、国際社会に貢献する有用な人材を育成する。

(2) 事業内容
公募による応募者から毎年20名を選考し、1人2年間に144万円(月額6万円)を支給する。選考委員は理事会で選任。任期は1年、再任を妨げない。

選考委員
選考委員長
洪 愛子(日本看護協会常任理事)

選考委員
清水 嘉与子(訪問看護振興財団理事長)
徳永 瑞子(上智大学教授)
戸塚 規子(京都橘大学教授)
木村 テヅ子(前慶應義塾大学病院看護部長)
宮原 多枝子(前東京女子医大病院看護部長)

※選考委員は対外的に公表しない
公募方法は、応募要項をホームページ、機関紙「国際看護」に掲載するほか、国内全大学院に送付している。

(3) 平成24年度実績
本年度給付対象者 20名
前年度給付対象者 17名
(前年度辞退者 3名)
本年度給付額 2,616万円
(辞退者返還額 84万円)

(4) 財源
小倉啓子氏からの寄附金2億円。

(5) その他
本事業は、国や独法から補助金や権限を受けていない。

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠		第4条第1項第2号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)	
01	本事業は、国際看護を学習・研究する大学院生に奨学金を給付するもので、「学術及び科学技術の振興を目的とする事業」といえる。	
15	本事業は、国際看護を学習・研究する大学院生に奨学金を給付し、国際社会に貢献する有用な人材を育成することを目的としている点で、「国際相互理解の促進」する事業であるといえる。	
(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注2。))		
<p>チェックポイント事業区分 (下欄▼ボタンをクリックして、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその下に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)</p>		<p>チェックポイントに該当する旨の説明 (左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのがわかるように記載してください。)</p>
<p>(5) 相談、助言 区分ごとのチェックポイント</p>		

<p>1. 当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。</p> <p>3. 当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。 (例: 助言者の資格要件を定めて公開している)</p>	<p>(1) 定款に、看護及びその周辺分野に関する学術の振興に関する事業を行い、公共の福祉に寄与することを明記している。</p> <p>(2) 国際看護を学習・研究する大学院生を対象に、ホームページ及び機関紙「国際看護」への掲載の方法で公募する。</p> <p>(3) 選考委員会開催前に選考委員に対し、すべての申請書類を送付して、選考してもらっている。直接の利害関係者は採択から排除している。</p> <p>(4) 選考委員は、国際看護学の専門家を選任している。</p> <p>(5) 奨学金給付対象者は、ホームページ及び機関紙「国際看護」に掲載の方法で公表している。</p> <p>(6) 奨学金給付期間中に、中間報告を求め、給付終了後には、成果報告を提出させる。</p> <p>その他説明事項</p>
---	---

[3] 本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注3)

許認可等の名称	
根拠法令	
許認可等行政機関	

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載してください。

注2 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注3 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率
公 3	開発途上国などに対する看護及びその関連分野の技術協力事業の受託	66.2%

[1]事業の概要について(注1)

<p>(1) 趣旨・まとめた理由 わが国が実施する開発途上国などに対する技術協力のうち、看護及びその関連分野の事業受託については、長年の実績があり、今後も当公益財団の主力事業として、継続していく。 公3事業についてのこれまでの実績 厚生省委託事業 昭和47年度～平成 4年度 外務省補助事業 昭和50年度～平成14年度 JICA委託事業 昭和62年度～ 開発途上国などに対する看護及びその関連分野の技術協力という共通の目標を達成する手段として、ア～オの事業は、位置づけられることから、一つにまとめた。</p>																																																																
<p>(2) 事業</p> <p>ア 開発途上国からの研修員受入 (講座・育成) 研修員 (看護師・医師・行政官等) を対象にその所属組織 (病院等) の医療、看護の質を向上させることを目的に講義・技術指導を行った。 帰国後のアクションプランの作成を指導し、実施状況、成果を報告させた。 平成24年度の実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(事業名)</th> <th>(研修員受入対象地域)</th> <th>(研修員受入人数)</th> <th>(受託事業収益)</th> <th>(受託先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護管理</td> <td>ブータン他10ヶ国</td> <td>11人</td> <td>6,747千円</td> <td>JICA</td> </tr> <tr> <td>母子保健</td> <td>ガーナ他4ヶ国</td> <td>9人</td> <td>7,470千円</td> <td>JICA</td> </tr> <tr> <td>災害看護</td> <td>ベトナム</td> <td>6人</td> <td>2,291千円</td> <td>JICA</td> </tr> <tr> <td>安全な出産</td> <td>バングラデシュ他7ヶ国</td> <td>9人</td> <td>4,927千円</td> <td>JICA</td> </tr> <tr> <td>地域保健</td> <td>ベナン他3ヶ国</td> <td>5人</td> <td>3,133千円</td> <td>JICA</td> </tr> <tr> <td>地域保健</td> <td>ガーナ</td> <td>7人</td> <td>1,509千円</td> <td>JICA</td> </tr> <tr> <td>青年研修</td> <td>ベナン他6ヶ国</td> <td>13人</td> <td>1,881千円</td> <td>JICA</td> </tr> <tr> <td>妊産婦ケア</td> <td>ナイジェリア・カンボジア</td> <td>4人</td> <td>1,280千円</td> <td>JICA</td> </tr> <tr> <td>研修員フォローアップ</td> <td>看護管理・母子保健</td> <td>-</td> <td>173千円</td> <td>JICA</td> </tr> <tr> <td>合計9事業</td> <td></td> <td>64人</td> <td>29,411千円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 開発途上国からの研修員の健康管理 (相談・助言) 東京国際センターで研修中の研修員全てに対して、応急処置を含む疾病・傷病に対する療養指導、健康管理オリエンテーションの実施、健康診断の手配、結果の連絡等を行った。 平成24年度の実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(事業区域)</th> <th>(年間受付相談件数)</th> <th>(受託事業収益)</th> <th>(受託先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京</td> <td>1,074件</td> <td>14,114千円</td> <td>JICA</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ モンゴル草の根技術協力事業 (調査、資料収集) モンゴル・ボルガン市 (人口1万6千5百人) は、胎児・新生児の死亡率が高く、医療機関の整備も不十分な地域である。同地で母子保健に関わるデータを収集し、母子健康手帳、家庭看護リーフレット等の作成・普及を通じ家族病院や行政が妊娠・出産・子どもの成長発育の実態を把握し、地域の母子保健の向上につながるシステム作り、ボランティアヘルスワーカーの養成を行った。(平成24年12月事業終了) (平成24年度の受託事業収益) (受託先) 10,785千円 JICA</p> <p>エ EPA看護師調査 (調査、資料収集) 看護師国家試験に合格した経済連携協定に基づくわが国で就労中の外国人看護師 (EPA看護師) 及びその就業施設の看護師の抱えている困難や問題について現状を把握することを目的としてヒヤリング調査を行った。(受託先 国際厚生事業団) 調査対象 施設6ヶ所 外国人看護師11人 受託事業収益 740千円</p> <p>オ 各国看護制度、看護教育制度調査 (調査、資料収集) 厚生労働省は、外国で看護師免許等を取得した者から申請を受け、わが国の看護師等国家試験の受験資格認定を行っている。このため各国の看護制度及び看護教育制度を知る必要があり、その調査を行った。 補助金事業 補助金支出先 厚生労働省 調査対象国 中国、モンゴル、ブラジル等13ヶ国 受取補助金 3,825千円</p>		(事業名)	(研修員受入対象地域)	(研修員受入人数)	(受託事業収益)	(受託先)	看護管理	ブータン他10ヶ国	11人	6,747千円	JICA	母子保健	ガーナ他4ヶ国	9人	7,470千円	JICA	災害看護	ベトナム	6人	2,291千円	JICA	安全な出産	バングラデシュ他7ヶ国	9人	4,927千円	JICA	地域保健	ベナン他3ヶ国	5人	3,133千円	JICA	地域保健	ガーナ	7人	1,509千円	JICA	青年研修	ベナン他6ヶ国	13人	1,881千円	JICA	妊産婦ケア	ナイジェリア・カンボジア	4人	1,280千円	JICA	研修員フォローアップ	看護管理・母子保健	-	173千円	JICA	合計9事業		64人	29,411千円		(事業区域)	(年間受付相談件数)	(受託事業収益)	(受託先)	東京	1,074件	14,114千円	JICA
(事業名)	(研修員受入対象地域)	(研修員受入人数)	(受託事業収益)	(受託先)																																																												
看護管理	ブータン他10ヶ国	11人	6,747千円	JICA																																																												
母子保健	ガーナ他4ヶ国	9人	7,470千円	JICA																																																												
災害看護	ベトナム	6人	2,291千円	JICA																																																												
安全な出産	バングラデシュ他7ヶ国	9人	4,927千円	JICA																																																												
地域保健	ベナン他3ヶ国	5人	3,133千円	JICA																																																												
地域保健	ガーナ	7人	1,509千円	JICA																																																												
青年研修	ベナン他6ヶ国	13人	1,881千円	JICA																																																												
妊産婦ケア	ナイジェリア・カンボジア	4人	1,280千円	JICA																																																												
研修員フォローアップ	看護管理・母子保健	-	173千円	JICA																																																												
合計9事業		64人	29,411千円																																																													
(事業区域)	(年間受付相談件数)	(受託事業収益)	(受託先)																																																													
東京	1,074件	14,114千円	JICA																																																													
<p>(3) 財源 受託事業収益、受取補助金及び一般寄附金</p>																																																																

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第1項第3号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)

本事業は、看護及びその関連分野における国の資金を使つての、開発途上国等に対する国際協力活動であり、「開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業」に該当する。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注2).)

<p>チェックポイント事業区分 (下欄▼ボタンをクリックして、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその下に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)</p>	<p>チェックポイントに該当する旨の説明 (左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのがわかるように記載してください。)</p>
<p>(3) 講座、セミナー、育成 区分ごとのチェックポイント 1. 当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。 3. 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。 4. 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>ア <開発途上国からの研修員受入-講座・育成> 1. 定款で、看護及びその関連分野の学術振興・開発途上国に対する技術協力事業を行うことにより公共の福祉に寄与することを明記し、ホームページで公表している。 2. 現地の公募にあたっては、看護及びその関連分野の専門家であることを条件としているが、応募の機会は一般に開かれている。 3. 研修員は、研修課程で、帰国後実施するアクションプランを作成しており、実施状況、成果の報告を義務づけている。 4. 講師に対する報酬は、JICAの講師謝金単価票により支払われ、過大な報酬が支払われることはない。 JICAの講師謝金単価表 団体/民間企業 経験年数 日本語 外国語 (円/時間) (円/時間) 代表役員 その都度決定 11,600 23,200 役員 大卒22年以上 10,000 20,000 部長・次長及び相当者 大卒22年以上 8,100 16,200 課長及び相当者 大卒15年以上 6,200 12,400 課長補佐及び相当者 大卒12年以上 5,300 10,600 係長・主任及び相当者 大卒12年以上 4,700 9,400 その他説明事項</p>
<p>(5) 相談、助言 区分ごとのチェックポイント 1. 当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。 3. 当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。(例:助言者の資格要件を定めて公開している)</p>	<p>イ <開発途上国からの研修員の健康管理—相談・助言> 1. 定款に、看護及びその関連分野に関する学術の振興、開発途上国に対する技術協力事業を行うことにより公共の福祉に寄与することを明記し、事業目的をホームページで公表している。 2. 東京国際センターに相談窓口が常設されており、当財団の職員が健康相談に応じた。 3. 相談に応じる職員はすべて看護師の資格を有している。 その他説明事項</p>
<p>(6) 調査、資料収集 区分ごとのチェックポイント</p>	<p>ウ <モンゴルにおける草の根技術協力事業—調査、資料収集> 1. 定款に、看護及びその関連分野に関する学術の振興、開発途上国に対する技術協力事業を行うことにより公共の福祉に寄与することを明記しており、ホームページで公表している。 2. 当事業の調査内容、収集した資料は逐次隔月刊行の広報誌「国際看護」で公表しており、外部からの問い合わせに応じている。 3. 現地常駐の当協会職員は、看護職であり、開発途上国での調査、資料収集のベテランである。 4. 当事業は当協会が直接実施しており、外部には委託していない。 その他説明事項</p>

<p>1. 当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。</p> <p>(注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3. 当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4. 当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>		
<p>(6) 調査、資料収集</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。</p> <p>(注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3. 当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4. 当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>エ <EPA看護師調査—調査、資料収集></p> <p>1. 定款に、看護及びその関連分野に関する学術の振興、開発途上国に対する技術協力事業を行うことにより公共の福祉に寄与することを明記しており、ホームページで公表している。</p> <p>2. 本調査の結果は委託先国際厚生事業団より公表される予定である。</p> <p>3. 資料収集は、当公益法人職員2名を含む経験豊富な看護専門家5名が行っている。</p> <p>4. 当事業は外部に委託していない。</p> <p>その他説明事項</p>	
<p>(6) 調査、資料収集</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。</p> <p>(注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3. 当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4. 当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>オ <各国看護制度、看護教育制度調査—調査、資料収集></p> <p>1. 定款に、看護及びその関連分野に関する学術の振興、開発途上国に対する技術協力事業を行うことにより公共の福祉に寄与することを明記しており、ホームページで公表している。</p> <p>2. 本調査の結果は、外国看護師の資格を持つ者がわが国看護師等の国家試験受験資格認定の基礎資料となるものである。</p> <p>3. 当調査には各国の看護事情に精通した専門家を起用している。</p> <p>4. 当事業は外部に委託していない。</p> <p>その他説明事項</p>	

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注3)

許認可等の名称		
根拠法令		
許認可等行政機関		

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分が分かるように記載してください。

注2 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注3 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。